

青森県報

第三千三百四十三号

平成二十三年
一月二十六日
(水曜日)

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による施術者の指定	同	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	障害福祉課	一
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	水産振興課	二
道路の区域の変更	道路課	二
道路の供用の開始	同	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	河川砂防課	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	同	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告	県民生活文化課	四
建設業者の許可の取消し	県中南部地域局	四
右 同	同	五
右 同	同	五

告

示

青森県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
七福薬局むつ	むつ市中央二丁目五の一九	平成三・一・五

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
川畑 女恵子	むつ市昭和町二の四〇	川原田治療院	むつ市昭和町二三の四〇	平成三・三・二七

青森県告示第七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	オレンジドラックとペ薬局	所 在 地	八戸市類家三丁目二の二三 よこまち内	指定・辞退年月日	平成三〇・一
-----	--------------	-------	--------------------	----------	--------

青森県告示第七十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百五十五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	三戸郡階上町大字道仏字浜久保二〇 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二三の二	坂下 利助 坂本 源作	加入区の名称	階上加入区
----------------	--	----------------	--------	-------

青森県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		敷地の幅員		敷地の延長		備考
			前	後	前	後	前	後	
1	県道	七戸上北町停車場線	上北郡東北町大字大浦字徳万才五〇の三から 上北郡東北町大字大浦字才市田八五の五まで	同上	二・五〇メートルから 二・三〇メートルまで	七・〇〇メートルから 七・三〇メートルまで	三三・七〇メートル 三三・七〇メートル		
2	国道	二七九号	むつ市大畑町釣屋浜二二の五五四から むつ市大畑町大畑道二六の一まで	同上	一六・〇〇メートルから 一六・二〇メートルまで	七〇・〇〇メートルから 七〇・〇〇メートルまで	七八〇・〇〇メートル 七八〇・〇〇メートル		

青森県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	七戸上北町停車場線	供用開始の区間	上北郡東北町大字大浦字徳万才五〇の三から 上北郡東北町大字大浦字才市田八五の五まで	供用開始の期日	平成三〇・一六
-----	-----------	---------	--	---------	---------

青森県告示第七十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

類家一丁目急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番
一	八 戸 市	類家三丁目		一の五
二	"	類家一丁目		三二六の一
三	"	"		三〇八の四
四	"	"		八の一一
五	"	類家三丁目		一の二三
六	"	"		一の二二

青森県告示第七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六條第四項及び第八條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び北上地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 有畑土砂災害警戒区域及び有畑土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四條の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 林ノ脇土砂災害警戒区域及び林ノ脇土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四條の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 寺下土砂災害警戒区域及び寺下土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

四 横浜一号土砂災害警戒区域及び横浜二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

五 横浜二号土砂災害警戒区域及び横浜二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

六 林ノ後土砂災害警戒区域及び林ノ後土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユウアイ

三 代表者の氏名

橋本 鉄男

四 主たる事務所の所在地

三沢市南町四丁目三一の二七八二

五 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者やその家族、その他の人々に対して、社会生活自立支援に関する事業を、互助の精神に基づき、地域住民とともに、行い、もってすべての人々が共生できる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社船水工業

二 代表者の氏名 船水 篤

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小比内二丁目二の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一四七七三号

五 取消年月日 平成二十二年十二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建設業者の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 常盤建設

二 氏名 三浦 啓一

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字徳下字元前田一五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九五〇号

五 取消年月日 平成二十二年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十一月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北石材

二 代表者の氏名 対馬 一郎

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字川合字浅田一八

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第九五二号

五 取消年月日 平成二十二年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 土木、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭